別　紙

「個人の信頼性確認」有効期限切れでの防護区域入域（概要）

2026 年 10 月 23 日
東京電力ホールディングス株式会社

〈案件概要〉

- 他事業者で「個人の信頼性確認※（以下「信頼性確認」という）有効期限切れ入域事案」があったことを鑑み、2026 年 8 月 28 日、柏崎刈羽原子力発電所の委託作業員が「信頼性確認」の更新申請に係る書類の確認を行った。
- その結果、当社社員 1 名（以下「対象者」という）の「信頼性確認」の有効期間の設定に誤りがあり、対象者の入域履歴を確認したところ、有効期間を過ぎて以降、柏崎刈羽原子力発電所の防護区域に 15 回入域していたことが判明した。
- 対象者は、2020 年 10 月 19 日に福島第一原子力発電所で「信頼性確認」を受検し、承認された。その後、2024 年に柏崎刈羽原子力発電所に異動となり、福島第一原子力発電所における情報をもとに、同年 7 月 30 日に柏崎刈羽原子力発電所における「信頼性確認」についても承認された。
- その際、本来「信頼性確認」の有効期間は、福島第一原子力発電所で承認された 2020 年 10 月 19 日から 5 年間と設定されるべきところ、有効期間の開始日を 2024 年 7 月 30 日（柏崎刈羽原子力発電所における承認日）と誤って設定してしまった。
- 本事案を受け、当社から原子力規制庁へ報告するとともに、対象者に「信頼性確認」の有効期間が誤っていた旨を連絡した。なお、対象者は 2026 年 7 月 1 日付で柏崎刈羽原子力発電所から異動しており、異動後に他発電所の防護区域へ入域した事実はない。
- また、対象者以外にも「信頼性確認」の有効期間を誤って設定されていた者が 6 名いたが、いずれも本来の「信頼性確認」の有効期間を過ぎてから防護区域へ入域した事実はなかった。

※ 個人の信頼性確認：原子力施設における核物質防護対策の一つで、内部で働く従業員の経歴その他の個人に関する情報等に基づき確認を行い、その確認の結果により重要区域へのアクセス等を制限する措置

〈原因・背景〉

- 担当者による「信頼性確認」の判定結果や有効期間開始日の情報を入力する作業について、入力内容の正確性をチェックする手順が整備されていなかった。

〈再発防止策〉

- 「信頼性確認」の担当窓口において、担当者による入力後の内容のセルフチェック及び、他の担当者によるダブルチェックの手順を整備し、再発防止策の運用を開始した。

以　上